

大田区特定子ども・子育て支援施設等指導検査実施要綱

	令和2年7月10日	2こ保発第11369号	区長決定
改正	令和3年3月10日	2こ保発第15379号	こども家庭部長決定
改正	令和5年3月30日	4こ保発第16893号	こども家庭部長決定
改正	令和5年12月27日	5こ保発第14879号	こども家庭部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の3において準用する法第14条第1項及び法第58条の8第1項に基づいて、特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下同じ。）に行う調査、指導等における基本的事項を定めるものとする。

(指導検査の目的)

第2条 指導検査は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）第53条から第61条までの規定の内容及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の規定の内容を遵守させ、施設等の適正な運営及びサービスの質の確保並びに利用者支援の向上を図り、もって小学校就学前子ども（法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。）の健全な発達に資することを目的とする。

(基本方針)

第3条 指導検査は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準第53条から第61条までの規定の内容及び子ども・子育て支援法施行規則第1条の規定の内容について周知徹底させるとともに、問題の発生原因及び是正策を明らかにし、施設等の問題解決を図り、自律的な運営を促すための具体的な助言及び指導を実施する。

(対象)

第4条 指導検査は、特定子ども・子育て支援施設等を対象とする。

(指導検査の実施方針)

第5条 区長は、指導検査を重点的かつ効果的に行うため、保育行政の動向を踏まえ、指導検査の重点項目を掲げる大田区特定子ども・子育て支援施設等の指導検査実施方針を、毎年度検査開始時まで別に定める。

(指導等の計画)

第6条 区長は、特定子ども・子育て支援施設等に対する指導の年間計画や実施スケジュールを策定し、効率的・効果的な実施に努めるとともに、指導の結果を通知する手段、時期、指摘事項への改善指導、改善結果の確認方法等を明確化し、公表す

べき事項を含め、これを着実に実施する。

(指導等の形態)

第7条 指導検査は、次の各号に定める形態により実施する。

(1) 集団指導

運営基準等の遵守に関して、特定子ども・子育て支援提供者（法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。以下同じ。）を一定の場所に集める等により講習等の方法により実施する。

(2) 実地指導

第9条に規定する実地指導をいう。

(指導検査基準)

第8条 区長は、指導検査項目、関係法令、評価事項等を集約した指導検査基準（以下「検査基準」という。）を別に定める。

2 検査基準における評価区分は、別表「評価区分」に沿って定める。

3 東京都認証保育所事業実施細目（平成16年1月22付け15福子推第1032号）1に規定される東京都認証保育所については、前第1項において定める検査基準のほか、東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付け12福子推第1157号）第16により定められた東京都保育所指導監督基準及び評価区分を指導検査基準として使用する。

(実地指導の類型)

第9条 実地指導は、確認指導と確認監査に分けて実施する。

2 確認指導は、特定子ども・子育て支援施設等において、提出された書面に関する質問等を行い、必要と認める場合は、運営基準の遵守に関する各種指導等を行う。ただし、確認指導中に第4項各号に該当する状況を確認した場合は、確認指導を中止し、直ちに確認監査を行うことがある。

3 確認指導は、必要に応じてあらかじめ指導検査事項を限定して定め、短時間で実施することができるものとする。

4 確認監査は、次のいずれかに該当する情報があり、特定子ども・子育て支援施設等において、特に必要があると認められる場合に、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的に実施する。

(1) 特定子ども・子育て支援施設等において、著しい運営基準への違反が確認された場合

(2) 特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第15条に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。）の施設等利用費の請求に著しい不当が疑われる場合

(3) 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合

(4) 特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号に該当することが

疑われる場合

- (5) 前各号のほか、法第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合
(集団指導の方法等)

第10条 集団指導においては、区長は、対象施設等を決定し、当該特定子ども・子育て支援提供者に集団指導の日時、場所、指導内容等を通知する。

- 2 区長は、特定子ども・子育て支援施設等の運営基準、制度改正の内容、過去の指導事例等の内容説明を講習等の方式で行う。この場合において、欠席した特定子ども・子育て支援提供者には、当日使用した書類について、情報提供に努める。

(確認指導の方法等)

第11条 確認指導においては、区長は、対象施設等を決定し、当該施設等の設置者等に日時、場所、指導内容等をあらかじめ通知する。

- 2 確認指導の職員体制は、原則として係長級以上の職にある者を長とする職員2人以上で編成する。
- 3 確認指導の検査員は、検査基準に基づき、分担して検査を実施する。この場合において、検査員は、相互に緊密な連携を保つものとし、係長級の職にある者が相互の関係を調整する。
- 4 確認指導は、約半日程度を目途に実施し、指導の終了時に検査員相互で調整を行った上で、実施場所において、特定子ども・子育て支援施設等の設置者施設長及び面談に対応した担当者等に対して結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合その他の状況により、現地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。

(確認指導後の取扱い)

第12条 確認指導の検査員は、検査の終了後、直ちにその結果内容について綿密に検討し、問題点のある場合は、そのことを明確にした上で所管部局の長に報告する。

- 2 確認指導の検査員は、前項の検討結果に基づき検査の結果を設置者等に文書で通知する。この場合において、別表「評価区分」に定めるB判定又はC判定に該当する事項については、特に軽微なものを除き、後日、設置者等に対して問題点及び改善方法等を具体的に通知する。
- 3 別表「評価区分」に定めるB判定の事項であっても、前回の確認指導又は確認監査において、B判定の指摘をされているにもかかわらず改善されていない場合等積極的な改善が見られないと判断されるものについては、C判定の指摘とする。
- 4 別表「評価区分」に定めるB判定又はC判定に該当する事項がない場合は、その旨を通知する。
- 5 区長は、確認指導の結果について、別表「評価区分」に定めるB判定又はC判定に該当する事項については、設置者等に対し原則として30日以内に改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認する。

6 関係行政機関に対しては、必要に応じ、確認指導の結果を通知し、又はこれと協議を行う等連携を密にする。

7 度重なる確認指導によっても、改善の措置が認められないときには、確認監査の対象とする。

(確認監査の方法等)

第13条 区長は、確認監査を行うことが決定したときは、監査の根拠規定、目的、場所、担当者、準備すべき書類等を設置者等に対して事前に通知する。ただし、確認監査の通知は、事案の緊急性・重大性を踏まえ、必要に応じて、検査の開始時に文書を提示するなどの方法により行うことができる。

2 確認監査の職員体制は、原則として係長級以上の職にある者を長とする職員3人以上で編成する。

3 確認監査は、検査の目的・効果をその都度勘案し、問題の重要性、緊急性等の状況に応じ、重点的又は改善が図られるまで継続的に実施する。

4 確認監査の終了後、検査員相互で調整を行った上で、設置者及び施設長等に対して検査の結果を講評し、改善の必要な事項と解決方法を口頭で指示する。ただし、状況によって、現地での講評を行わず関係者を招致して行うこともできる。

(確認監査後の取扱い)

第14条 確認監査の検査員は、検査の終了後、その概況を所管部局の長に報告し、必要に応じ関係行政機関と協議する。

2 確認監査の結果は、法第58条の9第1項に定める勧告に至らないが、別表「評価区分」に定めるB判定又はC判定に該当する事項がある場合は、後日、設置者等に対して文書でその旨の通知を行う。

3 別表「評価区分」に定めるB判定の事項であっても、前回の確認指導又は確認監査において、B判定の指摘をされているにもかかわらず改善されていない場合等積極的な改善が見られないと判断されるものについては、C判定の指摘とする。

4 別表「評価区分」に定めるB判定又はC判定に該当する事項がない場合は、その旨を通知する。

5 区長は、確認監査の結果について、別表「評価区分」に定めるB判定又はC判定に該当する事項については、設置者等に対し原則として30日以内に改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を精査するとともに、必要に応じ指導を継続的に実施する。

(勧告)

第15条 区長は、確認監査を実施し、法第58条の9第1項に基づき、次のいずれかに該当すると認めるときは、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、基準を遵守すること等を勧告することができる。

(1) 幼稚園又は特別支援学校の設置者及び一時預かり事業を行う者（国及び地方

公共団体（公立大学法人を含む。）を除く。）を除く特定子ども・子育て支援提供者が、内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合

(2) 法第58条の4第2項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合

(3) 法第58条の6第2項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合

2 勧告は、原則、書面により行い、特定子ども・子育て支援提供者に勧告から60日以内に改善報告書を提出させる。ただし、区長は、事案の緊急性・重大性を踏まえて、改善報告の期限を短縮することができる。

3 特定子ども・子育て支援提供者が前項に規定する期限内に改善報告書を提出しなかったときは、区長は、法第58条の9第4項に基づき、その旨を公表することができる。

(命令)

第16条 区長は、特定子ども・子育て支援提供者が正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときは、法第58条の9第5項に基づき、当該特定子ども・子育て支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべき命令をすることができる。

2 前項の命令は書面にて行い、特定子ども・子育て支援提供者に命令から60日以内に改善報告書を提出させる。ただし、区長は、事案の緊急性・重大性を踏まえて、改善報告の期限を短縮することができる。

3 区長が命令を行ったときは、法第58条の9第6項に基づき、その旨を公示するとともに、遅滞なくその旨を当該特定子ども・子育て支援施設等の認可等を行った都道府県知事等に通知する。

(所管部署への報告)

第17条 特別指導検査を実施した結果、法第58条の10第1項各号のいずれかに該当する可能性があるとき認められるときは、行政処分の権限を持つ所管部署へ報告する。

(聴聞等)

第18条 区長は、確認監査の結果、設置者等に対して、命令を行おうとする場合には、監査後、命令の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定により聴聞又は弁明の機会の付与を行う（同条第2項各号に該当する場合を除く。）。

(情報提供)

第19条 指導検査の結果は、適宜集約し、行政運営に資するため、関係機関や関係部

局に提供する。

- 2 指導検査結果のうち、別表「評価区分」に定めるC判定の事項及びその改善状況については、今後の事業者指導等に支障があると認めた場合を除き、大田区ホームページへ掲載し、区民へ広く情報提供する。

(指導検査の総合的な企画及び調整)

第20条 区長は、指導検査に関する総合的な企画及び調整を行い、検査に係る重要事項等については、必要に応じて関係機関や関係部局等と協議する会議を設ける。

(指導方針の継続、統一の確保)

第21条 指導検査の実施に当たり生じた疑義、関係法令等の解釈については、関係部局等と調整又は協議により指導方針の統一と継続を図り、その内容を文書により整理する。

(都との連携)

第22条 区は、指導検査の実施に当たっては、都と必要な連携を行う。

- 2 区は、指導検査に係る情報について、都と相互に必要な情報の連携を行う。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則 (令和5年3月30日4こ保発第16893号)

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

付 則 (令和5年12月27日5こ保発第14879号)

この要綱は、決定の日から施行する。

別表「評価区分」(第8条、第12条、第14条関係)

判定区分	内 容
A	指導基準に適合する事項で、水準向上のための助言指導をする事項
B	指導基準に適合していないが、軽微な事項又は改善が容易な事項
C	指導基準に適合していない事項で、B判定以外のもの